平成 19 年度寒冷地手当額が決まりました

20 年度以降の支給額・支給方法は継続協議

□　平成 19 年度寒冷地手当額が決定

2 級地（札幌市等）	世帯主						その他	
	扶養3人以上		扶養1人または2人		扶養なし			
	手当額	月額	手当額	月額	手当額	月額	手当額	月額
H18 年度	165,300	33,060	138,100	27,620	67,300	13,460	44,000	8,800
H19 年度	153,175	30,635	132,775	26,555	66,800	13,360	44,000	8,800

9 月 28 日、大学から組合へ「本日が事務作業上のタイムリミット。なんとか合意にならないだろうか」と協議の申し出があり急遽６回目の協議を行いました。前日の「寒冷地手当に関する団体交渉」が決裂し、このままでは現行の職員給与規程に基づく寒冷地手当支給とならざるを得ない状況でした。

組合は、寒冷地手当支給作業がタイムリミットに至っている状況とこのままでは現行の職員給与規程の適用となり教職員に不利益となることを考慮し、20 年度以降については継続して協議を行うことを確認し、19 年度については大学案を受け入れることにしました。（資料１）

□　平成 19 年度以降の寒冷地手当は「北大独自案」にすることを確認済み

平成 16 年 8 月の人事院勧告は、寒冷地手当を大幅に引き下げるものでした。大学は、「人事院勧告＝社会一般の情勢」とし、人事院勧告通り寒冷地手当を一方的に引き下げました。組合は、「灯油価格が高騰しているにも拘わらず、かつ国家公務員でなくなった北大が無条件に人勧に従うのはおかしい」と北海道労働委員会へ救済を申し立てました。

平成 18 年７月 13 日和解が成立し、組合は救済の申し立てを取り下げました。和解に際して、「平成 19 年度以降の寒冷地手当の支給額および支給方法については、社会の状況を勘案して北大独自に決定するものとし、詳細は組合と大学で誠実に協議するものとする」「今後とも、給与その他の労働条件の変更の提案にあたっては、十分な労使協議の時間を確保し、その根拠となる関係資料を提示して両者誠意をもって交渉する」と確認していました。（資料２）

□　寒冷地手当に対する組合の基本的考え

組合は、５月に全教職員へ寒冷地手当に関するアンケートを行い、以下の基本的考えをまとめました。

(1) 寒冷地手当は基準額（越冬に係る必要経費で定額）と加算額（暖房用燃料である灯油を中心に市価の変動を考慮した変動額）で構成する。
(2) 世帯区分は、現行の世帯主の３区分を、扶養者数に関係なく「扶養あり」と「扶養なし」の２区分とし、それに「その他の職員」を合わせた３区分とする。
(3) 居住区分は、居住地の気象条件を考慮した３区分とする。
(4) 現在支給されていない嘱託職員と短時間勤務職員を新たに寒冷地手当の支給対象者とする。

□　人事院勧告準拠の大学案

9 月 19 日に示された大学案は、今後４年間減額していき平成 22 年度に平成 16 年の人事院勧告通りの額にするというものです。16 年人勧より経過措置期間を２年長くするというだけのものです。「平成 18 年度の額から平成 16 年人勧の額を引き、その 4 分の１の額を 19 年度から 22 年度まで毎年減額していく」というものです。ただ、平成 16 年人勧の経過措置期間より２年長いため若干ゆるやかな減額となります。（資料１）

□　遅すぎる大学の提案、誠実に協議する気があったのか

平成19年度以降の「北大独自」寒冷地手当に関する最初の労使協議は、平成19年1月25日に行いました。組合は、「手当は基準額と加算額で構成する」との組合の考えを述べました。その後事務局の人事異動がありしばらく協議が行われませんでした。

２回目の協議は8月24日に行われましたが、その時点では大学の考えがまとまっていませんでした。しかし、大学から「事務作業の都合上、９月中に決着したい」と集中的協議の申し出がなされました。

３回目の協議は9月7日に持たれ、初めて大学の基本的考えが示されました。それは、①現行の支給基準を踏襲する（最終的に平成16年人勧の額にする）、②灯油価格の高騰などの変動要因を考慮する、③次期中期計画を考慮する必要がある（現在の第１期中期計画中に経過措置を完了する）です。

そして、４回目の協議（9月19日）で具体的金額を明示した上記の大学案が初めて示されました。組合は、「大学案は結果的に人事院勧告に従うものであり、そのことの是非を労働委員会の場で争い、その結果双方合意した和解確認書の考えを否定するものである。到底受け入れられない」と主張しました。大学は、「北大独自ルールを検討してきたが、大学には人事院を上回る調査能力はないし、人勧に変わる仕組みを独自に作るのは困難。国立大学法人の財源は税金であり公務員と違うルールでは国民に納得されない。人勧は社会一般の情勢を反映しているので、最終的に人勧の額にする」「激変緩和措置として経過措置を1年延ばし、平成22年度までの4年間でゆるやかに減額していくので人勧べったりではない。人勧より2年間長い経過措置なので職員の収入も増える」と主張。

なんとか9月中の決着を目指し、9月26日に５回目の協議、9月27日に嶋貫理事（事務局長）との団体交渉を行いましたが合意に至りませんでした。

9月中に結論を得る必要があるのに、大学は9月19日に初めて具体案を提案しました。この大学の対応は、「誠実協議」「十分な労使協議の時間」に反するものであり、サボタージュの批判を免れないものです。誠実に協議する気があったのか疑われるものといえます。

□　教職員の不利益回避

組合は、冒頭で述べたように６回目の協議（9月28日）に応じ、このままでは現行の職員給与規程に基づく寒冷地手当支給とならざるを得ないため、教職員の不利益回避のため「平成19年度に限り」大学案を容認することにしました。組合は、今回の大学案に全面的に合意したわけではありません。平成20年度以降の寒冷地手当については、引き続き大学と協議していきます。**（資料３）**

□　大きな組合が要求実現の要

教職員の待遇改善・諸要求実現、働きがいのある北大にするため組合に結集しましょう。要求の実現には、全教職員の意思の反映が必要であり、是非多くの教職員の皆さんが積極的に組合に加入されるよう訴えるものです。

ご相談・お困りごとがある場合は組合へご連絡ください。組合へのご意見もお待ちしています。

2007年10月

北海道大学教職員組合

電話／FAX　011-746-0967
email kumiai@ma4..seikyou.ne.jp

※「寒冷地手当に関する団体交渉」結果及び「寒冷地手当アンケート」集計結果については組合ホームページ（http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai）をご参照下さい。

（資料１）

人事院勧告(H16.8.6)

2 級地	世帯主						その他	
	扶養3人以上		扶養1人または2人		扶養なし			
	手当額	月額	手当額	月額	手当額	月額	手当額	月額
H15 年度	215,300		188,100		117,300		76,400	
H16 年度	185,300	37,060	158,100	31,620	87,300	17,460	46,400	9,280
H17 年度	165,300	33,060	138,100	27,620	67,300	13,460	44,000	8,800
H18 年度	145,300	29,060	118,100	23,620	65,300	13,060		
H19 年度	125,300	25,060	116,800	23,360				
H20 年度	116,800	23,360						

和解確認(H18.7.13)＝H18 年度は H17 年度支給額に据え置く

2 級地	世帯主						その他	
	扶養3人以上		扶養1人または2人		扶養なし			
	手当額	月額	手当額	月額	手当額	月額	手当額	月額
H15 年度	215,300		188,100		117,300		76,400	
H16 年度	185,300	37,060	158,100	31,620	87,300	17,460	46,400	9,280
H17 年度	165,300	33,060	138,100	27,620	67,300	13,460	44,000	8,800
H18 年度	165,300	33,060	138,100	27,620	67,300	13,460		
H19 年度	145,300	29,060	118,100	23,620	65,300	13,060		
H20 年度	125,300	25,060	116,800	23,360				
H21 年度	116,800	23,360						

大学提案(H19.9.19) H19～H22 年度

2 級地	世帯主						その他	
	扶養3人以上		扶養1人または2人		扶養なし			
	手当額	月額	手当額	月額	手当額	月額	手当額	月額
H15 年度	215,300		188,100		117,300		76,400	
H16 年度	185,300	37,060	158,100	31,620	87,300	17,460	46,400	9,280
H17 年度	165,300	33,060	138,100	27,620	67,300	13,460	44,000	8,800
H18 年度	165,300	33,060	138,100	27,620	67,300	13,460		
職員給与規程	145,300	29,060	118,100	23,620	65,300	13,060		
H19 年度	153,175	30,635	132,775	26,555	66,800	13,360		
H20 年度	141,050	28,210	127,450	25,490	66,300	13,260		
H21 年度	128,925	25,785	122,125	24,425	65,800	13,160		
H22 年度	116,800	23,360	116,800	23,360	65,300	13,060		

※網掛け部分：現行職員給与規程に基づく H19 年度支給額

（資料２）

確　認　書

北海道大学教職員組合から北海道労働委員会に「救済」の申し出のあった平成１７年道委不第１２号「北海道大学不当労働行為事件」の審査に関して，申立人の北海道大学教職員組合と被申立人の国立大学法人北海道大学との間で和解に向けて協議した結果，下記のとおり合意したので確認する。

記

１．本件申し立てがなされたことに鑑み，より良好な労使関係の構築が必要であることを相互に確認する。

２．平成１８年度に支給する寒冷地手当の額は，平成１７年度支給額に据え置くこと。

３．平成１９年度以降の寒冷地手当の支給額および支給方法については，社会の状況を勘案して北大独自に決定するものとし，詳細は組合と大学で誠実に協議するものとする。
　第１回目の協議の申し出は，大学から行うこと。

４．寒冷地手当に係る本邦外における日割り計算での減額措置の運用については，月の全部が本邦外の場合以外は，減額措置をとらないこと。

５．今後とも，給与その他の労働条件の変更の提案にあたっては，十分な労使協議の時間を確保し，その根拠となる関係資料を提示して両者誠意をもって交渉すること。

６．平成１７年道委不第１２号「北海道大学不当労働行為事件」の申し出については，これを取り下げること。

平成１８年　7月１３日

申立人　　北海道大学教職員組合執行委員長　　坂　下　明　彦
被申立人　国立大学法人北海道大学総長　　中　村　睦　男

（資料３）

確　認　書

寒冷地手当の支給について，国立大学法人北海道大学と北海道大学教職員組合との間で，下記のとおり合意したので確認する。

記

１．平成１８年7月１３日付け確認書に基づき，社会の状況を勘案して北大独自に決定することについて協議したが，平成１９年度以降の寒冷地手当の支給額及び支給方法については合意に至らなかったこと。

２．平成１９年度については，平成１９年9月２７日の団体交渉で大学側が提示した寒冷地手当の支給額及び支給方法により支給すること。

３．平成２０年度以降の寒冷地手当の支給額及び支給方法については，両者誠意をもって継続して協議を行うこと。

平成１９年9月２８日

国立大学法人北海道大学総長　　佐　伯　　浩
北海道大学教職員組合執行委員長代行　　東　山　　寛